

○津山圏域資源循環施設組合税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例

平成28年2月19日
津山圏域資源循環施設組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項から第4項までの規定に基づく津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の税外収入金を期限内に完納しない者に対する督促、督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 組合の税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収に関する事項については、津山市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例（昭和34年津山市条例第22号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年3月10日から施行する。